

政策会議報告書

令和2年6月23日

報告者 市民部長

<p>件名</p>	<p>令和元年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況について</p>																																																																				
<p>要旨</p>	<p>令和元年度における情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況がまとまりましたので報告します。                  広報ところざわ8月号及び市ホームページに、両制度の実施状況を掲載して市民に公表する予定です。                  なお、情報公開制度及び個人情報保護制度において、所沢市情報公開・個人情報保護審査会に現在諮問手続き中となっている案件や審査中の案件はありません。</p> <p><b>【前年度との比較】</b></p> <p>1 情報公開制度 請求及び申出の受付処理件数（概要） 単位：件</p> <table border="1" data-bbox="395 1099 1430 1328"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">受付件数</th> <th colspan="4">決定等の状況</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>文書</th> <th>公開</th> <th>部分公開</th> <th>非公開</th> <th>取下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>124</td> <td>610</td> <td>177</td> <td>409</td> <td>23</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>181</td> <td>771</td> <td>251</td> <td>492</td> <td>26</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 個人情報保護制度 請求及び申出の受付処理件数（概要） 単位：件</p> <table border="1" data-bbox="395 1406 1430 1635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">受付件数</th> <th colspan="4">決定等の状況</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>文書</th> <th>開示</th> <th>部分開示</th> <th>非開示</th> <th>取下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>57</td> <td>178</td> <td>124</td> <td>40</td> <td>13</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>95</td> <td>962</td> <td>586</td> <td>211</td> <td>154</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 会議の公開制度 会議実施件数及び傍聴人数（概要） 単位：人</p> <table border="1" data-bbox="395 1713 1430 1888"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施件数</th> <th>傍聴人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>594</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>532</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>						年度	受付件数		決定等の状況				件数	文書	公開	部分公開	非公開	取下	平成30年度	124	610	177	409	23	1	令和元年度	181	771	251	492	26	2	年度	受付件数		決定等の状況				件数	文書	開示	部分開示	非開示	取下	平成30年度	57	178	124	40	13	1	令和元年度	95	962	586	211	154	11	年度	実施件数	傍聴人数	平成30年度	594	80	令和元年度	532	48
年度	受付件数		決定等の状況																																																																		
	件数	文書	公開	部分公開	非公開	取下																																																															
平成30年度	124	610	177	409	23	1																																																															
令和元年度	181	771	251	492	26	2																																																															
年度	受付件数		決定等の状況																																																																		
	件数	文書	開示	部分開示	非開示	取下																																																															
平成30年度	57	178	124	40	13	1																																																															
令和元年度	95	962	586	211	154	11																																																															
年度	実施件数	傍聴人数																																																																			
平成30年度	594	80																																																																			
令和元年度	532	48																																																																			
<p>所管名</p>	<p>市民部 市民相談課</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2998-9206</p>																																																																		

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。

## 政策会議報告書

令和2年6月23日

報告者 健康推進部長

件名	国民健康保険税の減免について		
要旨	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困っている人への支援として、国が感染症の影響により一定程度収入が下がった方等に対し国民健康保険税を減免した市町村への財政支援を行なうとされたことを受け、本市においても下記のとおり減免を実施するものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象となる世帯  (1) 新型コロナウイルス感染症によって、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯  (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯</p> <p>2 対象となる国民健康保険税  令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日。）が設定されているもの</p> <p>3 減免要件 ※上記（2）のみ  ○世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること  ○世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が1,000万円以下であること  ○減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>※本件については、市ホームページで周知しており、7月発送の納税通知書に案内チラシを同封するほか、広報ところざわ7月号にも掲載する予定です。</p>		
所管名	健康推進部 国民健康保険課	電話番号	04-2998-9131

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。

政策会議報告書

令和2年6月23日

報告者 街づくり計画部長

<p>件名</p>	<p>旧暫定逆線引き地区における用途地域の廃止及び建築形態規制の指定等に係る手続きの実施について</p>																							
<p>要旨</p>	<p>旧暫定逆線引き地区（北中地区・上山口地区・牛沼地区）の用途地域の廃止及び建築形態規制の指定等に係る手続きを実施いたします。</p> <p>旧暫定逆線引き地区は、市街化区域から市街化調整区域になった地区であり、当初から市街化調整区域であった地区とは異なる土地利用がなされてきたことから、こうした経緯を踏まえ、今後も良好な住環境を維持・継承していくことを基本とします。</p> <p>このことから、建築形態規制における建蔽率・容積率の指定については、下記のとおり、原則として、用途地域の廃止前と同様とし、現行の建築形態規制区分（A～D地区）に加え、新たに建蔽率50%・容積率80%の地区（E地区）を設定します。</p> <table border="1" data-bbox="411 1191 1412 1541"> <thead> <tr> <th colspan="2">現行の用途地域 (建蔽率/容積率)</th> <th rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">➔</th> <th colspan="2">建築形態規制 (建蔽率/容積率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>60/100</td> <td>A地区</td> <td>60/100</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域 準工業地域</td> <td>60/200</td> <td>B地区</td> <td>60/200</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>60/200</td> <td>B地区</td> <td>60/200</td> </tr> <tr> <td>第一種低層住居専用地域</td> <td>50/80</td> <td>E地区</td> <td>50/80</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;"><b>新設</b></p> <p>なお、今後のスケジュール（予定）は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案説明会（令和2年7月）</li> <li>・原案の縦覧・パブリックコメント（令和2年7月～8月）</li> <li>・案の縦覧（令和2年11月）</li> <li>・都市計画審議会（令和3年1月）</li> <li>・用途地域の廃止、建築物の形態規制の指定等（令和3年4月1日）</li> </ul>			現行の用途地域 (建蔽率/容積率)		➔	建築形態規制 (建蔽率/容積率)		第一種低層住居専用地域	60/100	A地区	60/100	第一種住居地域 準工業地域	60/200	B地区	60/200	第一種中高層住居専用地域	60/200	B地区	60/200	第一種低層住居専用地域	50/80	E地区	50/80
現行の用途地域 (建蔽率/容積率)		➔	建築形態規制 (建蔽率/容積率)																					
第一種低層住居専用地域	60/100		A地区	60/100																				
第一種住居地域 準工業地域	60/200		B地区	60/200																				
第一種中高層住居専用地域	60/200		B地区	60/200																				
第一種低層住居専用地域	50/80		E地区	50/80																				
<p>所管名</p>	<p>街づくり計画部 都市計画課 市街地整備課 開発指導課 建築指導課</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2998-9192 04-2998-9208 04-2998-9379 04-2998-9180</p>																					

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。

## 政策会議報告書

令和2年6月23日

報告者 上下水道局長

件名	熱中症予防対策「健康のため水を飲もう」推進運動に係る水道事業の対応について		
要旨	<p>いのちの水をお届けする上下水道局では、水分の摂取不足による健康障害が発生しやすい季節を迎え、水分補給を呼び掛ける啓発ポスター及びリーフレットを作成しました。については、下記のとおり各公共機関や市内医療機関等に配布しますので、本ポスターの掲示により、市民の皆様に早めの対策を呼び掛けていただくようお願いします。</p> <p>本事業は、「健康のため水を飲もう」推進委員会が主催し、厚生労働省が後援するもので、当市水道事業としましても、水道水をこまめに飲むことの効果を周知し、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行うものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 配付物 ポスター1枚（所沢市上下水道局名入） リーフレット2枚</p> <p>2. 配付先 市役所、こどもと福祉の未来館、保健センター、市内体育施設、まちづくりセンター、小中学校、市内高等学校、保育園、児童館、国県等主要機関、市内医療機関、障害者福祉施設、上下水道局 等 計271施設</p> <p>3. 提示期間 令和2年10月30日まで</p>		
所管名	上下水道局 経営課	電話番号	04-2921-1087

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。

## 政策会議報告書

令和2年6月23日

報告者 上下水道局長

件名	「ところざわの水」紙パックの製造について																
要旨	<p>上下水道局では、市制施行70周年記念事業として市内東部浄水場の地下300mから汲み上げた地下水のみを充填した地下水100%の「ところざわの水」を紙製容器で製造しました。プラスチックごみ削減に向けた取組の一環として行ったもので、紙パック水の製造は全国の地方公営企業としては初めての取組です。</p> <p>6月下旬から市内の取扱店舗にて販売が開始されます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table><tr><td>1 商品名</td><td>ところざわの水</td></tr><tr><td>2 容量</td><td>1,000ml</td></tr><tr><td>3 製造本数</td><td>18,000本</td></tr><tr><td>4 製造日</td><td>令和2年6月8日</td></tr><tr><td>5 賞味期限</td><td>製造日から1年間</td></tr><tr><td>6 卸売価格</td><td>70円(税込) ※市制施行70周年記念特別価格</td></tr><tr><td>7 販売希望価格</td><td>100円(税込)</td></tr></table>			1 商品名	ところざわの水	2 容量	1,000ml	3 製造本数	18,000本	4 製造日	令和2年6月8日	5 賞味期限	製造日から1年間	6 卸売価格	70円(税込) ※市制施行70周年記念特別価格	7 販売希望価格	100円(税込)
1 商品名	ところざわの水																
2 容量	1,000ml																
3 製造本数	18,000本																
4 製造日	令和2年6月8日																
5 賞味期限	製造日から1年間																
6 卸売価格	70円(税込) ※市制施行70周年記念特別価格																
7 販売希望価格	100円(税込)																
所管名	上下水道局 経営課	電話番号	04-2921-1087														

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書(関係資料を除く)のデータもメールで送付してください。

## 政策会議報告書

令和2年6月23日

報告者 教育総務部長

件名	郷土資料等収蔵施設整備に係る庁内検討調整会議について		
要旨	<p>本市の郷土資料の保存環境は、民俗資料館をはじめとする施設の老朽化、収蔵スペース狭隘化、さらには、資料の市外への散逸等、さまざまな課題があります。</p> <p>こうした課題の解消に向けて、「第6次所沢市総合計画前期基本計画」、「第2次所沢市教育振興基本計画」では、郷土資料を後世に伝えるため、既存施設を見直し、施設整備に向けて検討することとしています。</p> <p>このため、検討にあたって様々な意見を聴取できるよう、本年1月に、関係各部の次長・課長級で組織する庁内検討調整会議ならびに、その実行組織として、若手職員の意見を反映するためのワーキンググループを設置し、第1回会議を開催しました。</p> <p>今年度も引き続き、基礎調査とワーキンググループを中心とする庁内検討を進めることとします。</p> <p>関係部署におかれましては、引き続きご協力をお願いします。</p> <p>1. 関係部署等 教育総務部教育総務課担当次長、経営企画部経営企画課、総務部文書行政課、財務部財政課、市民部まちづくりセンター、環境クリーン部みどり自然課、産業経済部商業観光課、教育総務部社会教育課、教育総務部生涯学習推進センター、学校教育部学校教育課、教育総務部教育総務課主幹</p>		
所管名	教育総務部 文化財保護課	電話番号	04-2998-9253

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。